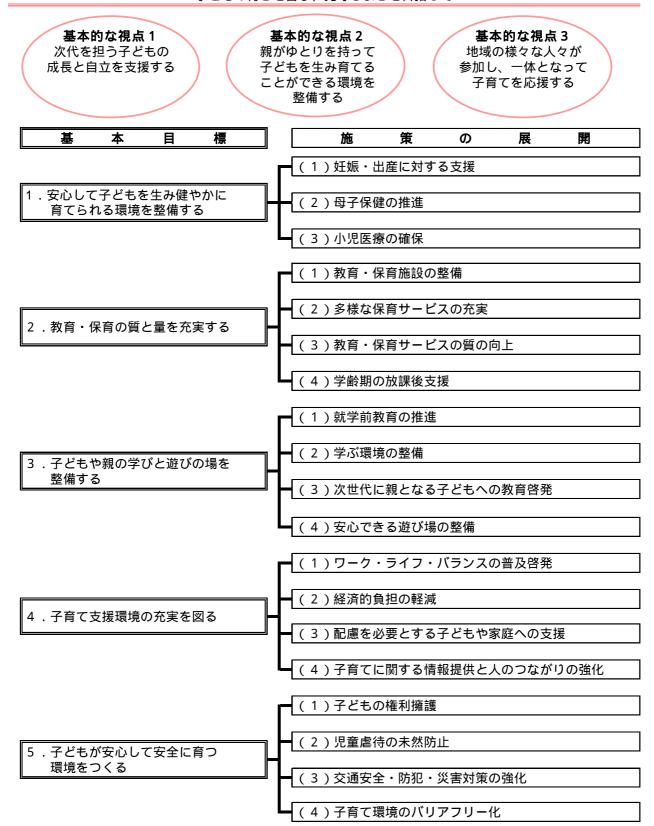
第3部 計画の内容

次世代育成支援計画体系

基本理念 子どもたちの笑顔にあふれ、にぎわいと活力のまち・たいとう ~子どもの育ちを喜び、見守るまちを目指して~



第1章 個別施策の展開

1.基本目標1 安心して子どもを生み健やかに育てられる環境を整備する

(1)妊娠・出産に対する支援

【現状と課題】

すべての親が安心して妊娠・出産を迎えることができ、子どもを健やかに育てられるようにするためには、妊娠時から正しい知識が得られ、必要な支援が受けられる環境が必要です。また、妊娠している方ばかりでなく、その配偶者や家族なども次世代育成のための正確な知識を学び、ともに協力して子どもを育てていく意識を持つことが必要です。

そのため、区は、妊婦やその家族等に対する妊娠・出産に関する知識の普及啓発、出産前後の支援等についてより効果的な取組みを実施するよう努めてきました。

近年は、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化が進行し、悩みや不安を自分や家族だけで抱えてしまいがちです。妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感の軽減、地域で子育てを支援していく体制づくりが求められています。

【取組の方向性】

妊婦が安心して出産ができるよう、妊娠中の栄養や食生活、口腔ケア、妊娠・出産・育児等に関する知識を習得するための学習会の実施や情報提供を図ります。また、夫の育児参加を促進するために、ハローベビー学級の土曜日・日曜日開催を推進するなど、参加しやすい学級の促進に取り組んでいきます。妊娠中の健康管理が適切に行えるよう、都内の医療機関に委託して公費負担による妊婦健診を行います。また、妊婦の健康管理が継続して行えるよう、里帰り出産のため都外で健診を受けたり、助産所で健診を受けたりした妊婦に対し、健診費の一部を助成するなど、妊婦の健康管理の支援を行います。

さらに、妊産婦が心身両面にわたり健康で、健やかに育児ができるよう、相談や訪問の充実や、育児中の保護者が孤立しないように育児の仲間づくりを支援します。その過程で若年の妊婦への支援や産後うつへの対応など、特別な支援が必要な妊産婦を早期に把握し、医療機関等との連携により訪問や個別指導などを実施します。必要な方には、心身の負担軽減のため、育児支援へルパーの派遣を行います。

また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。不妊・家族計画等の相談 や各専門相談機関の情報提供等、妊娠全般に関する相談を行います。

事業例

育児支援ヘルパー(産前産後) ハローベビー学級、妊婦健康診査、里帰り出産等妊婦健康診査費助成、 乳児家庭全戸訪問事業、妊娠全般に関する相談(不妊・家族計画等)、特定不妊治療費助成制度

(2)母子保健の推進

【現状と課題】

子どもの健やかな成長を支えるために、健康に対する十分な知識の普及と健診などによる発育状況の 把握が不可欠であるため、区は、これまで、生後5か月未満の乳児のいる全ての家庭への訪問や乳幼児 健康診査、育児相談や食育、健康づくり等の子どもの健やかな育ちを支える事業に着実に取り組んできま した。

平成25年度のニーズ調査の結果では、小学校就学前の児童(特に2歳未満)の保護者の悩み、気になることとして「食事や栄養に関すること」(複数回答・回答者の36.8%)、「病気や発育・発達に関すること」(同31.7%)が上位になっていることから、食事や栄養に関することを含めた子どもの発育・発達に関する勉強会、講習会等に力を入れる必要があります。

また、気軽に相談できる人・場所が無いと回答した人は、前回調査の同様な質問(14.0%)よりポイントは下がったものの、7.7%となっており、乳幼児健診においては、年齢が上がるとともに受診率の低下がみられます。子育で中の親が抱えるさまざまな悩みを解消していくためにも、乳幼児健診の受診率向上や相談事業の充実などにより、親子が気軽に相談できる環境づくりが必要です。

アレルギーや喘息、肥満やむし歯など、多岐にわたる子どもの健康課題に対応するため、それぞれの 健康課題の解消に向けた取組みも引き続き求められています。

【取組の方向性】

台東区の3~4か月児健康診査の受診率は約9割と高い水準となっていますが、今後ともこの受診率の向上を図るとともに、年齢が上がっても受診率が低下しないよう継続的な相談・支援体制の構築や、未受診者への積極的な働きかけに努めます。

子育てに関する不安や悩み等に対する各種相談事業を推進します。また、子育て中の保護者を支える ため、地域の仲間づくり等に関する情報提供も進めます。

ハローベビー学級や育児学級などを通じて、父親にも育児に対する意識啓発を図ります。

家庭を築いて間もない世代の母親を対象とした「子育てママの健康診断」を実施し、母親自身の健康 管理と家族の適切な生活習慣の確立に関する意識啓発を図ります。

アレルギー疾患については、専門相談の充実を図るとともに、乳幼児健診の場などでも生活上の注意点を啓発します。

生涯にわたって健康な生活を送るため、食育を推進します。栄養バランスのとれた食事の取り方や望ましい食習慣の定着を促進し、乳幼児が自分から楽しく食べようとする意欲の育成を図るための教育や情報 提供を行います。妊産婦については、ハローベビー学級等において食生活の改善に向けた学習と情報提供を進めます。

小・中学校においては、食育の全体計画に基づき、栄養教諭、食育リーダーが中心となり学級活動等で体験学習の機会を作り、取組んでいきます。

特に学校給食は生きた教材として、食事の大切さや健康とのかかわりについて学ぶ場として重要であり、 有効に活用していきます。保護者や地域に対しては試食会や地域ふれあい給食会を通して、食育の普及 啓発を行います。

乳幼児期から学童期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる大切な時期です。食習慣や体力づくり、

心の健康などの推進のために学校と保健所が連携して取組みます。

事業例

育児相談(あおい空)予防接種費助成、アレルギー専門相談、ぜんそく児対策、母子歯科健康診査、 すこやか育児相談、子育てママの健康診断、食育の推進、健康学習、保育園等の給食指導 学校給食食育推進、小児生活習慣病予防健診、保育園児歯科健康診査、乳幼児家庭教育学級

(3)小児医療の確保

【現状と課題】

小児医療は、子どもを安心して生み育てるための基礎をなすものです。平成25年度のニーズ調査の結果でも、区の子育て支援として特に力を入れてほしいものとして、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が上位に挙げられています(小学生保護者:複数回答・回答者の32.5%)。しかし、近年は小児科医の減少などにより、子どもを取り巻く医療の状況は決して問題がないわけではありません。そのため、台東区では、小児科を永寿総合病院と協定を結び実施している政策的医療の1つとしており、小児医療の不足に対応しています。

また、かかりつけ医が「いる」と回答した人は、小学生保護者で 85.8%、中学生保護者で 79.3%となっています。

【取組の方向性】

子どもの具合が悪くなった際、かかりつけ医をもっていれば、より的確な診断・治療が受けやすく、他の医療機関の受診が必要な場合、病状に応じた医療機関を紹介してくれます。病気の治療ばかりでなく、日ごろの健康管理から健やかな成長を支える視点からも、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着を促進します。

病気やけがは時を選びません。地域医師会等の協力を得ながら、台東区準夜間・休日こどもクリニックによる小児初期救急体制を引き続き確保していきます。

小児の救急については、共働き世帯や核家族の増加に伴い、軽症患者が比較的多いとされており、受診すべきか、様子を見るべきかなどの救急医療に関する知識の啓発が必要とされています。具合が悪くなったときの対応については、今後ともリーフレットの配布や子育て中の保護者に向けた講演会等を通じて情報提供や啓発を行っていきます。

事業例

▶ かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進、小児初期救急体制

2.基本目標2 教育・保育の質と量を充実する

(1)教育・保育施設の整備

【現状と課題】

平成22年度からの5年間で、台東区の0~5歳の人口は大幅に増加しました。その間、認可保育所の定員を280人以上増やしましたが、平成26年4月1日現在の待機児童数は、100人を超えています。今後しばらくは、0~5歳の人口は増え続けると推計されており、保育園や幼稚園、こども園への入園を希望する人数も伸びていくと考えられます。

【取組の方向性】

女性の就業率が高まり、働くことが一般化している中、保育サービスの需要が高まっています。平成29年度に待機児童をゼロにすることを目指して、認可保育所をはじめとした教育・保育施設の整備を進め、保育環境の向上を図ります。

事業例

認可保育所の整備、認定こども園の整備、認証保育所の誘致、私立幼稚園への助成、

家庭福祉員(保育ママ)の確保、私立保育所振興

(2) 多様な保育サービスの充実

【現状と課題】

現在、区ではフルタイム就労や長時間パートタイムへの保育サービスに加え、保護者が仕事や病気などで子どもの世話をできない場合に一時的に子どもを預かる一時保育、主に在宅で子育てをしている保護者の精神的負担の軽減や短時間就労への対応として事由を問わず子どもを一時的に預かる「いっとき保育」病気の回復期に専用施設で預かる病後児保育等を実施しています。

平成25年度のニーズ調査によれば、一時預かり事業の利用意向は、「利用したい」が45.5%あり、そのうち「私用や親のリフレッシュ目的」での利用意向が72.4%、「不定期の就労」の利用意向が23.5%となっています。また、通常の教育・保育事業を利用している保護者のうち、「病児・病後児施設を利用した」と回答した人が全体の1.0%、子どもが病気の時に、父親または母親が休んだが「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した人が13.1%いることから、病児・病後児保育について、拡充を検討する必要があります。

【取組の方向性】

保護者の就労形態や就労時間の多様化などに対応し、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスが 求められています。長時間の保育ニーズなどに対応した認証保育所や認可保育所での延長保育、子どもの 病気の際に保護者による保育が困難な場合に対応する病児・病後児保育、保護者の病気や出張などに対応 するショートステイ事業の拡充などを図っていきます。

事業例

いっとき保育、区の施設で行う行事等における保育サービスの提供、ショートステイ、 トワイライトステイ、延長保育、病児・病後児保育、休日・年末一時保育、特定保育、一時保育

(3)教育・保育サービスの質の向上

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うのに重要な時期です。

そのため、区立保育園等の第三者評価の実施、民間保育所の処遇改善や保育士等人材確保のための支援 等により、質の高い教育・保育サービスの確保・向上を図っています。

平成25年度のニーズ 調査の結果では、子育てに大きく影響すると思う環境として、「家庭」に次いで1~2歳では「保育所」が多く、3~5歳では「幼稚園」が多くなっています。こうした中、子どもの育ちや家庭での子育ての課題が指摘され、就学前の教育・保育に求められる役割や機能が重要になってきています。

【取組の方向性】

教育・保育サービスに関わる人材の育成・研修などを通して、保育や子育て支援の専門性を高め、教育・保育サービスの質的な充実を図ります。

また、教育・保育サービスの質について、第三者による公正かつ客観的な評価を実施し、サービスの 質の向上を目指します。

事業例

保育サービスに関する人材の育成・要請・研修、子どもの育成に関わる職員に対する意識啓発、 福祉サービス評価事業(第三者評価) 生涯学習センター子ども室運営、連携の日

(4)学齢期の放課後支援

【現状と課題】

核家族化の進展や共働き世帯の増加により、児童生徒が放課後や夏休みなどの長期休暇中に安全で安心して過ごせる居場所の確保が課題となっています。そのため、区は、これまでも、こどもクラブの増設及び育成時間の延長、障害児保育の学年延長等を実施し、学齢期の放課後支援に努めてきました。

平成25年度のニーズ調査結果によると、小学校に就学している児童の保護者のうち、小学校1年生では38.1%、2年生では36.4%、3年生では22.2%の方が平日の放課後にこどもクラブを利用したいと希望しています。現在の利用の有無に関係なく長期休暇中にこどもクラブを利用したいと回答した人は39.7%となっています。高学年のこどもクラブの利用意向は1割に満たない(約6%)のものの、法改正により小学6年生までが対象となることから、全児童対策を含め高学年の放課後の居場所づくりを検討していく必要があります。

児童館は児童生徒の放課後を中心に、遊びを通じて健全育成を図る場として、重要な役割を担い、その利用者も増加傾向にあります。児童館の活用による中高校生の放課後の居場所づくりの取組みも重要です。

【取組の方向性】

保護者の就労形態や就労時間が多様化する中、こどもクラブは仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の場として重要な役割を担っています。保護者の保育ニーズに対応するため、こどもクラブの設置箇所を更に増やすとともに、保育内容の充実を図ります。また、障害のある子どもが放課後を過ごすための場の整備や支援体制づくりをさらに進めます。

子どもの放課後の居場所づくりを、子どもの健全育成の環境整備の一環としてとらえ、整備していきます。児童館や公園、学習施設など、既存の地域資源の有効活用を図ります。

事業例

学齢障害児の放課後生活支援、こどもクラブ運営、児童館、児童館中高生タイム、放課後子ども広場

3.基本目標3 子どもや親の学びと遊びの場を整備する

(1) 就学前教育の推進

【現状と課題】

台東区では、親の就業形態や子どもの保育形態にかかわらず、幼児期においては発達段階に応じた 教育・保育を着実に行っていくことが重要であるとの認識に立ち、幼稚園と保育園双方の教育内容などを 見直し、さらなる幼児教育の充実を図るため、どちらも教育委員会に所属して一貫した教育・保育を実施 しています。

また、小学校入学時において基本的な生活習慣が確立していなかったり、集団行動に調和できないような子どもの増加が指摘されたりしています。就学前教育のさらなる充実と小学校教育との円滑な接続を図ることが重要です。

そのため、区では、「幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」「台東ミニマムスタンダード」を策定するなど、幼児教育の充実や幼児教育から小学校、小学校から中学校への円滑な接続のための取組みを進めています。

【取組の方向性】

区では、「台東区幼児教育共通カリキュラムちいさな芽」「台東ミニマムスタンダード」の活用などにより、幼稚園・保育園・こども園・小中学校の連携の体制づくりを促進し、幼児・児童・生徒の基礎学力の定着・向上及び一貫した生活指導を図るため、教員相互の交流を深めることを目的とした「連携の日」を実施しています。学校園の枠を超え、共通の考え方に立った保育・教育を進めるとともに、保護者の子育ての支援のさらなる充実を図ります。

就学前教育と小学校教育との間が円滑に進むよう、幼稚園・保育園・こども園と小学校相互の連携や 交流を更に強化していきます。

掲載事業例

Ⅰ 幼児教育共通カリキュラム、幼稚園・保育園・こども園・小学校連絡協議会、連携の日(再掲)

(2)学ぶ環境の整備

【現状と課題】

区は、これまでにも、子どもが身体的・精神的にたくましく生きる力を身につけることが出来るよう、 様々な地域資源を活用した多様な学習機会の確保、確かな学力の習得に向けた教育環境の充実、健やかな 心身の成長を支援するための指導体制の整備に取り組んできました。

平成25年度のニーズ調査の結果では、日常悩んでいることまたは気になることについて、小学生の保護者の42.5%が「子どもの教育に関すること」を挙げています。また、「友だちづきあい(いじめ等を含む)」も29.8%が挙げていることから、学びと交友の場である学校の環境整備が不可欠と言えます。

さらに、子どもの豊かな心を育み、心身の健やかな成長を支えるため、思春期における適切な保健指導の充実とともに、日常生活の支援に向けた指導体制の整備が必要です。

合わせて、情操教育や、異年齢集団の活動や自然体験などの体験的学習を行うための、地域資源を有効 に活用した多様な学びの場の充実が必要です。

【取組の方向性】

発達段階に応じ、学校では基礎学力の定着を図る多様性のある指導カリキュラムの作成に取り組みます。 また、魅力ある教育活動の推進や、学校運営連絡協議会の活用により、児童・生徒や地域特性に則した 学校づくりを目指すとともに、学校図書環境を整備することにより、国語力の向上や情操教育の効果を 高めていきます。

感受性の豊かな思春期において、生涯を通じて自らの健康を管理し改善できるよう、保健所で行っている性に関する相談の周知や、学校と保健所等の関係機関の連携で正しい性知識の習得や、飲酒・喫煙・薬物に対する適切な指導の充実を図ります。精神的な支援が必要な子どもなどが安心して相談できるよう、区立小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、教育支援館における教育相談、台東保健所における精神保健相談の連携を推進し、学童期から思春期、青年期にかけてのこころの相談が、継続的、効果的に進められるように努めます。

音楽・芸術活動や自然体験など、子どもの個性や創造性を伸ばすことのできる場を確保していきます。 生涯学習センターにおける学習支援活動に関しては、子どもの意見や視点が十分に反映されたメニューを 提供することで、子どもの興味や関心を伸ばし、楽しみながら学べる環境を引き続き提供していきます。 リバーサイドスポーツセンターでは、子どもの体力向上の取組みを進めていきます。

事業例

覚せい剤等乱用防止啓発活動、スーパーティーチャーの育成、環境学習、学校運営連絡協議会、 特別支援教育の充実、学びのキャンパスプランニング、国際理解教育の推進、スクールカウンセラー、 ふれあいパートナー派遣、台東区の民話と伝承遊びの普及、少年少女発明クラブ、 台東区ジュニアオーケストラ、上野の森ジュニア合唱団、スポーツひろば、子どもの読書活動推進

(3)次世代に親となる子どもへの教育啓発

【現状と課題】

思春期に達している中高校生等は、やがて「次世代の親」となる存在です。現在の中高校生等は、以前と比べて兄弟姉妹の数も少なく、近隣にも小さな子どもが少ないため、日常的に小さな子どもとふれあう機会が少なくなってきています。

平成25年度の調査の結果によると、中学生で29.5%、高校生相当年齢者の36.1%が「赤ちゃんや小さな子どもと一緒に遊んだことはないがふれあいには興味がある」と回答しています。また、将来子育てをしてみたいと思うかと質問したところ、中学生の70.6%、高校生相当年齢者の66.7%が「子どもを育ててみたい」と回答しています。

区では、現在保育園、幼稚園、児童館等で中高校生が乳幼児とふれあう機会を設けたり、保育ボランティアを募集したりして、子どもとふれあう場を提供しています。今後も、次世代の親となる点を重視して、子育ての喜びや楽しさを知るための体験・学習環境を整備していく必要があります。

また、中高校生等が自ら学び自ら考える力を身につけたり、就労をはじめとして自らの将来について考えたりする、自立に向けた支援も必要とされています。

【取組の方向性】

将来の親となる中高校生が、子育ての喜びや楽しさを体験できるよう、様々な機会を設けて乳幼児とふれあう取り組みを進めます。

中高校生が主体的に考え、行動できるようになることを目指して、学校と企業・地域等が連携して、 職業体験、ボランティア体験などの多様な体験の場を提供します。

事業例

■ 乳幼児とふれあう機会の充実、中学校職場体験、青少年教育の推進

(4)安心できる遊び場の整備

【現状と課題】

平成 25 年度のニーズ調査で、区の子育て支援として特に力を入れてほしいものについて尋ねたところ、小学校就学前児童の保護者の 52.7%、小学生の保護者の 68.2%が「公園など家の外で安心して子どもが遊べる場を増やしてほしい」と回答しています。

また、小学生の保護者では、身近な地域で子ども同士が交流等を行える場として望ましいものとして「子ども同士でスポーツをしたり、スポーツ活動の指導をしてくれたりする」(70.8%)が最も多くなっています。

さらに、中学生及び高校生相当年齢者では、授業等の後に行きたい場所として「自由にスポーツができる場所」(中:45.0%、高:35.0%)が最も多く、次いで「本や雑誌などが自由に読める場所」(中:41.9%、高:30.9%)となっています。

児童生徒の健全育成や、安心できる遊び場の提供という観点から、子どもの「居場所」の確保が求められています。公園をはじめとした安全な遊び場、気軽に親子が集える場の整備、異年齢の交流ができる施設や催し物など、多様なニーズに応える方策が求められています。

【取組の方向性】

子どもが安心して遊べる場所として、公園の整備を進めるほか、幼稚園・保育園・小学校等の園庭・ 校庭開放を進めます。

児童館活動や公園などで活動するプレイリーダーを育成するほか、伝承遊びなどを通じて多世代交流を 図ります。

児童館を児童生徒の健全育成の場としてだけではなく、中高校生の居場所の一つとして位置付け、異年齢・異世代の交流、子どもが主体となるプログラムの展開や、施設の改修を進めます。

事業例

公園整備、学校開放、区立保育園の園庭活用、幼稚園の園庭開放、

保育園の園外保育と地域の親子の参加・交流、遊びの指導の充実、児童館の整備、子ども参画の推進出前児童館活動、民間遊び場設置事業に対する補助

4.基本目標4 子育て支援環境の充実を図る

(1)ワーク・ライフ・パランスの普及啓発

【現状と課題】

国では、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を発表し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育で期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現を目指しています。また、平成17年に施行した次世代育成支援対策推進法に基づく10年間の集中的・計画的な取組みにより、仕事と子育でが両立できる雇用環境の整備は一定程度進んだが、子どもが健やかに生まれ、育成されるために環境を更に改善し、充実させる必要があるとして、この法律を平成36年度末まで10年間延長しました。これにより、一般事業主は行動計画を引き続き策定することとなりました。また、優良企業に対する新たな認定制度が創設されました。

そのため、区内の事業主が行動計画の策定及び雇用環境の整備を図るよう、支援していく環境づくりが重要です。

平成25年のニーズ調査によれば、父親が平日に子どもと過ごす時間は「30分未満」が(未就学児の保護者で26.9%、小学生保護者で29.4%)最も多くなっています。男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の抑制やテレワークの活用等による働き方の柔軟化などの働き方改革を強力に進めるとともに、男性が育児に参加できるよう男性の働き方を見直す必要があります。

【取組の方向性】

現行育児・介護休業法の趣旨の徹底化を図り、子どもが3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得しやすいよう、企業における環境整備を働きかけます。仕事と子育ての両立の取組みを促進するために、両立支援の取組を行うことに課題が多い中小企業事業者に対して啓発活動を行うとともに、国や都が実施している支援事業の情報提供や先進事例の紹介を行います。

次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定を進めるため、経営セミナーを活用するなど、事業主に対して計画に関する情報提供を実施します。

男性も女性もともに仕事と家庭の調和がとれた暮らし方ができるよう、父親向けの講座など男性の子育 て力を高める取組みを進めます。

事業例

男女共同参画の推進、お父さんのための土曜講座、区内企業等に対する意識啓発及び情報提供、

一般事業主行動計画策定の促進、ハローベビー学級及び育児学級(健康学習)(再掲)

(2)経済的負担の軽減

【現状と課題】

平成25年度に実施したニーズ調査では、小学校就学前児童の保護者の回答では、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」という回答が32.5%、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」が30.4%と、子育てに関する経済的支援を要望しています。小学生保護者の回答では、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」が50.6%となっています。

台東区では、中学3年生修了時までの子どもの医療費助成を実施しており、ニーズ調査の結果でも高く評価されています。また、区内の協賛店舗で利用できる「たいとうすくすく手形」の認知度は、小学校就学前児童の保護者では93.0%と大変高く、今後の利用意向も62.4%となっています。

また、近年の経済事情の変動から、保護者の経済的な問題により進学を諦めたり、中途退学したりする生徒の増加も懸念されています。

子育て家庭に対する経済的支援が求められています。

【取組の方向性】

子どもの体調が心配なときにいつでも医療機関を受診できることは、子どもの健全育成の基盤をなすものです。そこで、中学3年生修了時までの保険診療医療費の自己負担分を助成するなど、医療費の 負担軽減を図ります。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園や認証保育所の保護者負担の軽減などを進めます。 経済的理由で就学が困難な家庭に対する支援として、小学校及び中学校の児童・生徒の保護者に対して、 給食費や学用品の購入費等を支給する就学援助を行います。また、高校生や各種学校等の生徒に対しては、 奨学資金の貸付により経済的支援を行います。

掲載事業例

児童手当、子ども医療費助成、弱視等治療用眼鏡助成、たいとうすくすく手形 にぎやか家庭応援プラン、私立幼稚園保護者補助、認証保育所保育料助成、就学援助、奨学金貸付

(3)配慮を必要とする子どもや家庭への支援

【現状と課題】

一人ひとりの子どもがその個性を尊重された成長を保障されることは大切なことです。その中でも、 障害のある子どもや、ひとり親家庭などで育つ子どもなどについては、子どもと保護者の個別ニーズに 応じたサービス提供が必要とされています。

障害のある子どもやその保護者を総合的に支援するために、関係機関、とりわけ保健所・松が谷福祉会館・子ども家庭支援センターなどの行政機関と保育園・幼稚園・学校との連携を強化していく必要があります。

障害のある小中学生を対象とした放課後対策として、障害児放課後対策事業(現在は放課後等デイサービス)を実施したほか、こどもクラブの保育学年の延長を既に 6 か所で実施しています。

ひとり親家庭に対しては、所得や就業等に困難を抱えるケースが多いことから、各種相談事業などを 通じた問題解決に向けた支援、経済的な支援とともに、安定した就労に向けた支援など、自立を支える 取組みを実施しており、平成25年度から父子家庭の父も対象としました。個々の家庭の実情に応じた 情報提供やカウンセリングなど、きめ細かな取組みが求められます。

また、台東区には 12,712 人 (平成 2 6 年 4 月 1 日現在) の外国人住民の方がいます。これらの方々が子どもを育てていく上で、言語や生活習慣の違いにより支障をきたすことも考えられます。

【取組の方向性】

障害のある子どもやその家庭のニーズに応えるために、「障害福祉計画」に沿ったサービス提供を 進めるとともに、相談窓口の機能強化や家庭支援、療育などを進めていきます。

また、発達障害のある子どもと保護者に対する新たな支援体制を検討していきます。

障害のある子どもと日常的に接する幼稚園や保育園等の職員に対する研修を実施するとともに、関係機関相互の連携の強化や情報の共有化を図り、それぞれの利用者の発達に応じた相談等を実施します。

ひとり親家庭に対する各種生活支援サービスを推進します。また、経済的自立を促進するため、職業 訓練や資格取得に向けた支援を実施します。

障害のある子どもなどを地域が支えていけるよう、講演会などによる啓発や民生委員・児童委員などによる支援を行います。

日本語を母語としない保護者とその子どもに対して、適切な情報提供を行い、あるいは相談に応じる ことで、子育てが円滑に進められるよう支援を行います。

事業例

ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当、発達障害に関わる啓発事業、母子生活支援施設管理運営、 母子福祉資金貸付事務、自立支援プログラム策定、移動支援事業、日中一時支援事業、障害児福祉手当、 重度心身障害者手当、福祉タクシ - 、通学支援事業、心身障害児療育、高齢者等家賃等債務保証

(4)子育てに関する情報提供と人のつながりの強化

【現状と課題】

区では、広報誌やパンフレットによる情報提供とともに、たいとう子育てメールマガジンによる情報 発信を実施しています。また、子育てハンドブックがさらに利用しやすくなるよう、子育てをしている方 のご意見を聞きながら作成し、配布してきました。

平成25年度のニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者の子育てに関する情報の入手手段として一番多いのは、「隣近所の人、知人、友人」の77.9%であり、前回調査と比較して3ポイント増加しています。インターネット(前回 就学前児童保護者:45.6%、小学生保護者:27.5%)による入手方法も就学前児童保護者、小学生保護者ともに前回調査より5ポイント以上上がっています。このことから、区のホームページ等を活用し、情報を提供することが有効であると考えられます。

一方、「情報の入手手段がわからない」が 1.5%と、5 年前の調査の 0.1%から大幅に増加しています。 また、子育てに関して、気軽に相談できる人、または、相談できる場所が「いる / ある」が各調査区分と もに約9割となっていますが、年齢が上がるにつれ「いない/ない」と回答した人の割合が多くなっています。子育てに関する情報提供や相談窓口について、さらに周知していく必要があります。

子育ては、地域全体で支援することが求められています。区では、心の教育啓発推進事業を中心として、 学校を拠点とした挨拶運動や地区学習会を開催し、地域ぐるみで子どもの規範意識の向上を図ってきま した。地域には、子育て支援などに取り組む区民の自主的なグループの他、PTA や商店街、町会など様々 な社会資源があります。それらの人びとが子育て支援に取り組み、子育てのネットワークを形成すること で、安心して子育てに取り組める状況が整備されていきます。

【取組の方向性】

様々な子育て関連のサービスについて、ホームページの整備やインターネット、メールマガジンの活用など利用者のニーズにあった手段を活用して情報発信していきます。

保護者が、必要な子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、相談を受け、情報提供などをする窓口を設けて支援していきます。

子どもの発達の遅れをはじめとするさまざまな悩みや心配事について、専門的な見地から相談に応じ対処していく場の充実を図ります。

親も子どもとともに成長することで、家庭での教育の力や子育てする力を向上させられるよう、子ども 家庭支援センターなどで、各種相談や講習会を開催します。

青少年を地域とともに育成していくため、青少年教育活動を進めます。また、地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、青少年委員などの活動を普及啓発します。

子育て中の保護者とその子どもが仲間づくりをできるよう、交流の場の提供をはじめ催し物や講座の 開催、ボランティアの育成に取り組みます。

各学校が教育の場で実施しているふれあい学習においては、地域の人材の活用を進め、様々な形で授業への協力を得ています。このような機会を通じて、児童生徒に地域の一員としての自覚や地域を愛する感情を醸成します。

事業例

メールマガジンの活用、利用者支援、当事者による子育で情報誌の作成、子育で総合相談、 伝えよう親と子のふれあい広場、親子あそびプログラム、ボランティア活動育成支援、外国人相談、 外国人支援ボランティア養成講座、民生委員・児童委員、発達相談、家庭教育の振興、青少年委員、

5.基本目標5 子どもが安心して安全に育つ環境をつくる

(1)子どもの権利擁護

【現状と課題】

すべての子どもは、生命と人権が尊重され、健やかに成長する権利を持っています。

しかし、子どもの安全や安心が脅かされたり、子どもの自尊心が損なわれるような扱いを受けたりする 事案はあとを絶ちません。

子どもの心身が安全に保たれ、権利が尊重されるための取組みを、子どもに関わるすべての人とともに進めていく必要があります。

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的にその未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要があります。いじめが原因で、不登校、ひきこもり等の状況を引き起こしているケースも後を絶ちません。早期発見・早期対応を基本としての取組みを講じる必要があります。

子ども自身が一人で悩まず相談できるように、スクールカウンセラーの派遣やこころの相談室、いじめ相談、いじめに関する連絡先を知らせるカードの配布などにより、子どもが相談しやすい体制づくりに努めてきました。

【取組の方向性】

児童虐待の早期発見と子どもの心身の安全確保を図るため、子ども家庭支援センターを核として「台東 区要保護児童支援ネットワーク」を運営します。メールによる対応など、相談しやすい体制の周知に努め ます。

学校におけるいじめの防止等のために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。また、より一層の相談体制の整備やいじめ防止のための研修等の実施、インターネット等を通じて行ういじめを防止するための啓発活動を推進していきます。

「子どもの権利条約」の考え方に基づき、子どもや子育てに関わるすべての人に対して、子どもの権利 を尊重するための意識啓発を行います。

子どもが意思表示する権利を尊重するほか、様々な悩みや相談事を解決するための24時間相談電話を 設置しています。

事業例

24時間電話相談、子育て総合相談(再掲)子どもの育成に関わる職員に対する意識啓発(再掲) 子育てに関わるすべての人に対する意識啓発(再掲)

(2)児童虐待の未然防止

【現状と課題】

重大な児童虐待事件が後を絶たず、社会で取組むべき大きな課題となっています。

都内の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、平成25年度には5,414件にのぼっています。台東区における相談件数も増加傾向にあり、特に、養育困難などで虐待を受けるおそれがあるとされる児童は増加しています。区では、「要保護児童支援ネットワーク」を設置し、関係機関との協力・連携のもと、養育に困難がある家庭等の支援を行い、子どもたちの安全の確保と健全な育成に努めてきました。また、乳児家庭全戸訪問における子育て支援情報の提供や養育環境等の把握により、発生予防にも取り組んでいます。

しかしながら、核家族化や地域社会の変化で子育てについて気軽に相談できる環境が減っていること、 育児の負担を 家族だけが担う状況となっていることで、虐待は増加しているといわれています。子ども の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止に向けて、相談窓口の周知、虐待の発生 予防、早期発見・早期対応に向けて支援体制の更なる充実が求められています。

【取組の方向性】

児童虐待をはじめとする様々な配慮を必要とする児童やその家庭を支えるため、要保護児童支援ネット ワークの充実や相談事業の充実に努めます。

児童虐待を未然に防ぎ、あるいは初期に対処するために、出産直後から家庭訪問を行い、必要があれば助言や指導を行います。

児童虐待防止や里親制度などに対する啓発活動をすすめ、社会全体で子どもを支えていくための意識 づくりを進めます。

事業例

要保護児童支援ネットワークの運営、養育支援訪問事業、オレンジリボンキャンペーン、里親啓発事業

(3)交通安全・防犯・災害対策の強化

【現状と課題】

近年、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことなどから、通学路の安全確保が課題となっています。

子どもが犯罪に巻き込まれる事例も後を絶たず、インターネットを利用した犯罪により子どもが被害者となるケースも増加しています。

これまでも、巡回パトロールや地域の方の協力による子ども110番などの取組みを実施してきました。 子どもが安心して暮らせるまちづくりのために、警察をはじめ学校や地域全体で協力して子どもの安全を 守る取組の強化が求められています。

平成25年度の中学生及び高校生相当年齢者への調査で、地震などで避難した後に家族との連絡のとり方や集合場所を決めていないという回答が5割以上あること、地震発生後の避難場所について、「学校にいるとき」に比べ、「家にいるとき」の避難場所を「知らない」と回答した割合が多いこと、自宅での

災害対策について「わからない」と回答した人が2割以上いることから、家庭における災害対策を強化する取組みが必要です。また、中学生及び高校生相当年齢者は災害に関する情報を「テレビなどのニュース」で得るに次いで、「学校の授業」、学校の避難訓練」の順となっており、学校(授業)を通して、災害対策を学ぶことが有効であると考えられます。

平成25年度のニーズ調査結果によると、自分で使える携帯電話を持っている人は、中学生では79.0%、高校生相当年齢者では95.6%となっています。一方、フィルタリング機能を使用している人は、携帯電話またはパソコンを持っている人のうち、中学生では48.2%、高校生相当年齢者では44.5%にとどまっています。

【取組の方向性】

子どもが交通事故にあわないよう、関係機関との連携により安全教育や啓発活動を行います。また、 2歳児を対象とした自転車用ヘルメットの無償配付により、ヘルメット着用の普及を促進します。

樹木の剪定により見通しを確保するとともに、遊器具等の保守点検により、公園や児童遊園などの安全 確保に努めます。

子どもを犯罪から守るため、地域と協力し防犯パトロールなどを実施するほか、防犯ブザーの貸与や 安全マップの作成などを通じて防犯意識を高めます。

区内4か所の警察署をはじめ、地域の関係機関と連携して、防犯カメラ等の防犯設備の設置や安全啓発の取組みを進めます。

インターネットを利用して犯罪・防犯情報の提供を充実していきます。また、子どもが有害な情報へ アクセスするなど、インターネットによる犯罪に巻き込まれないよう取組みを進めます。

防災訓練に中学生も参加するなど、地域防災教育を推進します。

事業例

防犯ブザーの貸与、幼児の安全ヘルメット、「子どもの安全」巡回パトロール、防犯設備設置助成、 たいとう安全・安心パトロール協力隊、安全・安心電子飛脚便、交通安全対策、公園・児童遊園管理、 交通安全教具支給、子ども安全の日、学校安全ボランティア、情報モラルの指導、子どもの安心対策、

(4)子育て環境のバリアフリー化

【現状と課題】

台東区では、平成24年3月にバリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づき、区全体を一体的に捉えた「台東区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー事業に取組んでいます。

街路や建物、設備など「ハード」のバリアフリー化は進展していますが、一層の取組みが求められています。また、地域全体で子育て家庭を支えるための「心のバリアフリー化」を推進するための取組みも重要です。

【取組の方向性】

大勢の人が利用する「特定建築物」で、ベビーカーが円滑に移動できる昇降機の設置やおむつ換えなどができる多機能トイレの整備などを進めます。また、授乳やおむつ換え用の移動式テントの貸し出しを行います。

区のバリアフリー基本構想の実現に向けて、区民や事業者等と連携して、鉄道駅施設等の改修をはじめ とした移動の円滑化を推進していきます。

誰もが気持ちよく過ごせるために、疑似体験などを通して相手に配慮し尊重する「心のバリアフリー」 の取組みを進めます。

事業例

□ 福祉のまちづくり推進、快適室内環境づくり、建築物の新築・改築に際する必要な措置、□ さわやかトイレ整備、交通等バリアフリーの推進、心のバリアフリー教育の実施